

令和4年度
長浜市農業施策に関する意見書

令和3年10月
長浜市農業委員会

農業施策に関する意見書

我が国の農業・農村は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、今後も、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が起こっております。加えて、近年の大規模災害、野生鳥獣害、家畜疾病等の被害が、我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、未だ終息の気配を見せるどころか、更なる拡大をみせる新型コロナウイルス感染症は、外出自粛や時短営業など全ての産業に大きな影響をあたえております。農業分野においても、外食産業の落ち込みなどから、多くの農産物の出荷に大きな影響を与え価格の下落を招いております。

2021年産米のJAの買取価格は、前年に比べ1俵約2,000円も下がり、米作を中心とした土地利用型農業を主としている本市農業者の経営は非常に厳しく、この影響は大規模農家ほど大きく危機的状況となっております。また、食料自給率は、過去最低の37.17%となるなど、食料・農業・農村基本法の四つの基本理念、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興が脅かされる事態となっております。

本市においては、本年7月の委員改選において、20名の農業委員と27名の農地利用最適化推進委員が任命・委嘱され、農地利用の最適化に向けて活動を開始したところですが、市内の約8,000haに及ぶ農地を今後いかに守っていくかが大きな課題となっております。

農業委員会が行ったアンケートや農業委員・農地利用最適化推進委員が集めた地域の声によりますと、経営面積の拡大や経営改善に向けた取り組みを行う意欲ある農業者がいる反面、後継者不足の問題、米価の低迷、鳥獣害被害に加え、異常気象や、新型コロナウイルスなど新たな問題から、農業者は大きな不安を抱き、現状からの脱却を模索している農業者も多い状況です。農業所得の安定、特に米価の底上げ及び後継者の確保・育成が最重要課題であり、このことなしに本市農業・農村の維持的発展はないものと考えます。

そこで、本市の基幹産業であり、食料供給並びに国土保全の大きな使命を持つ農業が夢ある産業となるとともに、広大で雄大な田園を美田のまま後世に伝えるため、農業者の思いを提案としてまとめましたので、令和4年度の予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和3年10月27日

長浜市長 藤井勇治様

長浜市農業委員会会長 角田功

1. 多様な担い手の確保・育成について

本市の農業は、米・麦・大豆の土地利用型農業が主体であり、認定農業者をはじめとする担い手や多くの小規模な兼業農家によって広大な農地が守られてきた経緯があります。

国は、農地の8割を担い手に集約するため担い手に特化した政策を講じてきましたが、農業・農村の存続という原点に立ち返り、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、経営規模や家族や法人など経営形態の別にかかわらず、経営改善を目指す農業者を幅広く支援していくとして、大規模経営の担い手主体の計画から小規模農業を評価する計画に変更しました。

本市においても、担い手主体の政策により、小規模農家の離農が促進され、農業従事者は大幅に減少しました。農林業センサスによりますと2015年から2020年までの5年間で本市の農家総数は2割強の843戸も減少し3,000戸となり、経営者の平均年齢は65歳を超えています。この状況は現在も続いており、農業従事者の減少に加え高齢化が加速する中で、大規模経営の担い手のみならず、小規模農家や生きがい農家といった多様な担い手を育成していくためには、農業従事者を増やしすそ野を広げていくことが、土地利用型農業が主体の本市にとって大変重要な課題です。

また、多くの農家が規模拡大したことから、経営面積が20haを超えるものも少なくありません。昨年も大規模農家が突然廃業し、その農地の配分に大変苦慮しました。幸い、JA、農業組合長、自治会、農業委員等が連携して取り組んだため、遊休化することなく担い手に引き継げましたが、大きな受け皿の必要性を痛感したところです。

そこで、多様な担い手を確保・育成するため次の提案をします。

① 生きがい農家の育成について

米・麦・大豆の土地利用型農業で他産業並みの収入を得るには、本市の基本構想においても23haの経営が必要であり、初期投資と農地の集積を考えると現実には不可能で、親元就農は別として、他産業と比較して職業として選択されるには厳しい実態があります。

反面、「農」への関心の高まりとともに、「半農半x」など農的な要素を取り入れた暮らしが、ここ数年注目を集めています。

また、長浜市農業委員会では、平成30年4月1日より「長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱」を制定し、移住者が気軽に農業を始められるよう空き家バンクに登録された空き家に付随した農地を取得する際の下限面積を0.1アールに引き下げを行い、現在までに15名が家庭菜園等で農地を取得されました。

今後、更なる生きがい農家育成の取り組みとして、小規模農地の権利取得が可能となるよう下限面積の引き下げについても検討しているところです。

滋賀県においては、農業大学校による野菜の栽培講座はあるものの、1日限りの講座で、土づくりから収穫まで体験できる講座はありません。

そこで、将来、担い手となるかもしれない農業従事者のすそ野を広げていくため、家庭菜園をはじめ子供たちに安全安心な野菜を食べさせたい主婦や退職して農業に関わってみたい人などに農業に興味のある人に農業を体験してもらう、また、農業をはじめた人が継続できる取り組みをお願いします。

手軽にはじめられる家庭菜園向けの野菜講習会。

生きがい農家の掘り起こし・育成に向け、県の普及員やJAのOBのような専門家の指導による播種から収穫まで年間を通した実証圃場での研修
(参考) 兵庫楽農生活センターの「生きがい農業コース」の取り組み

② 小規模農家の育成について

機械の更新については、アンケートの結果からも更新への助成を求める声が米価の安定に続き多く、離農の原因にもなっており、その訴えは切実なものがあります。

一昨年度創設いただいた「小規模農家営農継続支援事業補助金」につきましては、予算の増額をいただき、多くの小規模農家をご利用され農業経営の継続につながったものと感謝しておりますが、補助対象が水稻耕作に限定されています。

こうした支援は、営農継続のみならず、農村の存続及び遊休農地の発生防止の観点からも大変重要と考えておりますので、是非とも水稻耕作以外の機械購入への拡充をお願いします。

「小規模農家営農継続支援事業補助金」の拡充

③ 中規模・大規模農家の支援について

国の政策により、農地は担い手に集約され、規模拡大も大きく進みました。農地の集積が進むにつれ、大型の農業機械を複数台導入し、従業員を雇い、法人化を進めました。

しかしながら、今年のように米の買取価格が1俵約2,000円も下落するような事態になると、規模が大きいほど影響は大きく、農家によっては数百万の収入減となります。それでも、機械費や資材費、従業員の給料等の費用は嵩む一方で、このような米価下落が続けば、大規模農家が廃業せざるを得ない事態が起こりうる危険さもあります。

昨年も、大規模農家が突然廃業し、農地全てを地主に返されたため大きな問題となりました。幸い、JA、地元の農業委員、農業組合、自治会等が連携して複数の耕作者にお願いできたため、遊休化することなく事態は落ち着きましたが、これは、今後もいつ何時起きても不思議ではない直面している課題です。

各集落においては、人・農地プランの実質化に向け、地域の担い手を決め地域の農地をどう守っていくか話し合いが始まっていますが、もっと大きな視点から、市内全域をみて市内の広大な農地をどのように守っていくか、真剣に検討する時期に来ていると思います。

さらには、現在、JA北びわこと締結している緊急支援協定を発展させ、仮に大規模農家が廃業する事態が発生しても、最終的な受け皿としてJAの農業法人が遊休化することなく全ての農地を引き受けられる体制を市と連携して構築できるよう早急な検討が必要と考えます。

また、農業者が環境に配慮しながら安全に効率よく農作業に取り組めるよう農業機械の免許取得や生産調整のための機械整備にも引き続き支援をお願いします。

農業機械の免許取得や技能習得への支援

(大型特殊免許・けん引免許・フォークリフト・玉掛け作業・ドローン操作等)

「長浜市生産調整アタッチメント整備事業補助金」の拡充

(ロータリーモア・スタブルカルチ・ツーウェイロータリー・アップカットロータリー等)

関係機関と連携した実現可能な市全体の「人・農地プラン」の策定

JAの農業法人が最後の受け皿となりえるよう市と連携した体制の検討

④ 女性農業者の支援について

近年は6次産業化が進み農業は多様化しております。農産物の加工や販売方法など、様々なアイデアが、農業に付加価値を生み出しています。

特に、女性ならではの視点やアイデアが生み出した、新たな商品やサービスが多く、農業経営の多角化を図る農家にとって、女性の意見は大変貴重なものになっており、女性農業者の活躍が期待されているのです。

昨年の意見具申を受け、本年7月に本市女性農業者の組織「ながはまアグリネットワーク」を設立いただき感謝しております。

本組織が、女性農業者にとって気軽に相談し合えるような交流の場となるよう、今後も継続して活動に対する支援をお願いします。

ながはまアグリネットワークへの継続した活動支援

○ながはまアグリネットワーク会員の拡充支援

○女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修等の支援

⑤ 農業サポーター制度の開設について

農業法人等は、繁忙期に必要な臨時的な労働力を確保するために、近所の人にお願いしたり、シルバー人材センターに委託したりと苦慮しています。

しかしながら、現在、滋賀県においては新規就農につなげるための仕組みはあるものの、必要な時に必要な人材が確保する仕組みはありません。

“農業に関心のあるかた”、“農業の実作業体験や自然とのふれあいを希望するかた”、“今後農業へ就農意欲をお持ちのかた”など、農業サポーターとして農作業の手伝い等を希望される方、農家の方を応援いただける方はあると思います。

全国には農業経営者と労働力を結びつける仕組みがあり、高齢化や後継者不足等の問題に悩んでおられる農業者の営農を支援し、継続しやすい環境をつくれるものだと思いますので、長浜版の「農業サポーター制度」の構築をお願いします。

大阪府箕面市の「箕面市農業サポーター制度」や茨城県牛久市の「牛久市農業ヘルパー制度」を参考に、農業経営者と労働力を結びつける仕組みの構築

⑥ 農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりについて

高齢化社会になって久しい現在、若年の労働者の減少に伴い、新たな労働力不足解決の手段として、シニアや退職者を採用する方法が採られ始めています。人生100年時代となって定年後も働き続ける意識が広まったこと、政府による高齢者雇用の推進などもこの傾向を後押ししており、この取組みは拡大しています。

市内にも土に親しみながら、健康で生きがいのある人生を送りたい、と願っている人はたくさんいるはずです。

そこで、これらの人々が空き時間を利用して集落営農や農業法人等で農作業を手伝うことに加え、直売所に出荷するなど、一定の収入が得られる仕組みが新たな担い手づくりになると考えます。

また、こうした取り組みを進めるなかで、農業分野における人手不足の解消となるだけでなく、定年退職後のライフワークとなることで健康寿命の延伸にも期待できると思いますので、検討をお願いします。

「労働力の欲しい農家」と「生きがいを求めているシニアや退職者」をつなぐ仕組みづくり

2. 持続可能な農業経営の支援について

小谷城スマートインターチェンジ周辺の6次産業化として、京都グレインシステム株式会社の焙煎工場の誘致により、加工用大麦の生産拡大が大きく進んだところです。

また、本年は、カゴメ株式会社、ヤンマーマルシェ株式会社と連携して、トマトジュース向け加工用トマトの実証栽培に取り組まれました。

こうした出口のある取り組みは、農業者の所得向上及び経営安定につながるもので、現在の厳しい農業情勢の中にあって、大きな進展であり、感謝すると同時に今後の展開を期待しているところです。

また、稲作中心の本市農業では、米価の安定を望む声が多く、ブロックローテーションによる生産調整の取り組みが実践されているところですが、大規模化が進むなど農業形態の変化とともに従来どおりの取り組みに支障が出てきていることも事実であり、柔軟な対応をお願いします。

① 加工用トマトの産地化の取り組みについて

加工用トマトの栽培は、機械化による作業の効率化が図れかつ高収益な作物として農業者も注目しております。

本作物が、将来本市の高収入な生産調整作物として選択されるよう、産地化に向け継続した取組をお願いします。

「加工用トマト」の産地化に向けた継続した取組

② 農業者収入保険加入促進事業の継続について

国も農業者の経営安定のため、全ての作目を対象とした「農業者収入保険」を創設されました。

本市では、農業者の経営安定のため昨年から県内でも先駆けて支援をいただき、感謝しているところです。

この保険は、12月末が加入申込期限となっているため、令和5年度の支援にむけて、令和4年度予算に組み込んでいただくようお願いします。

「農業者収入加入促進支援事業」の次年度以降継続

③ ブロックローテーションの支援について

米価の安定には、需給調整が何より重要で、需要に応じた米作りを実践するには、集落ぐるみのブロックローテーションによる生産調整の取り組みが効果的と考えています。

しかしながら、担い手の経営規模は年々増加し、集落のほとんどの面積を一経営体が耕作している地域もあり、小規模農家との調整も困難になってきている実態もあります。

昨年度、見直しをしていただき、複数年の取り組みを対象としていただきましたが、今後もさらなる柔軟な対応と予算の確保をお願いします。

経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューの拡充

3. 鳥獣害対策について

本市における鳥獣害対策には、鳥獣捕獲や防護柵の設置等積極的な事業展開と手厚い支援をいただいております。

農業委員会でも特別委員会を組織し、獣害柵設置の指導をはじめ集落点検にも積極的に協力しているところです。

しかしながら、農業委員会で実施したアンケート調査によると、依然として鳥獣被害に対する対策強化の要望が多く、訴えには切実なものがあります。

そこで、農業者及び集落を鳥獣害被害から守るため、未設置の地域への設置など引き続き継続した取り組みをお願いします。

防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、関係機関が連携して対策を講じること

集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵設置や修繕、狩猟免許取得の支援の継続

サル、イノシシ、シカの捕獲強化。特に、サルに対しては、人及び農作物への被害防止に向けた新たな取り組みの検討

里山リニューアル整備については、人里と獣の干渉帯を作るなど獣害対策にも有効なことに加え、森林が有する水源の涵養や災害の未然防止、景観維持などの多面的機能を持続的に発揮させることから、未実施の地域への積極的な働きかけを行うこと

4. 遊休農地対策について

令和3年3月末実績は遊休農地面積45.6haで、昨年同時期に比べ面積で0.1haの減少となりました。

農業委員・農地利用最適化推進委員が日常的に行っている農地パトロールに加え、農地法に基づく、非農地判断により、守るべき農地を明確化するための取り組みも行っているところです。

今年7月から9月に実施しました農地パトロールによる遊休農地の現状を見ますと、木々が生い茂っているところも多く見受けられ、解消には重機等も必要であり、継続した支援をお願いします。

耕作放棄地解消対策補助金の継続

5. 国・県要望について

現在、国においては、みどりの食料システム戦略やスマート農業、農業のデジタル変革、輸出拡大等に力を入れて取り組まれています。

また、農地の利用の最適化についても、農業委員会の必須業務に位置づけられ、農業・農村の持続的な発展に向け農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携しながら取り組んでいるところです。

しかしながら、農業従事者の減少、遊休農地の発生は、国が大規模農家に限定して支援策を展開してきたなかで想定できた結果であり、農業従事者が激減し米価が下落していく現状においては、農業委員会の活動で対応できる範囲を超えています。

「農業の後継者が、なぜ他産業に就業するのか」、「担い手が、なぜ育たないのか」、「条件の悪い農地が、なぜ遊休化していくのか」、国は、農業が、食料供給と国土保全の大きな使命を持っている基幹産業であることを再認識し、今一度、原点に立ち返り政策を根本から見直すべきです。

こうしたことから、国に対して次のことを強く要望します。

① 米価安定のための需給調整について

国は、自らの経営判断に基づき作物選択ができるようにするためとして、生産数量目標の配分をやめ、国本来の責任において進めるべき需給調整を放棄した結果、人口減少及びコメ消費の減少にコロナ過の影響が重なり民間在庫が膨れ上がった。2021年産米の作付面積が6.5万haが削減でき米価の急落は回避できたと報じていましたが、2021年産米の買取価格は昨年と比べ大きく下落しています。

米価の下落は、大規模経営ほど大きな打撃を受けるため、経営困難になった大規模農家が廃業の危機に直面しています。

土地利用型農業の持続的発展には、米価の安定が必要不可欠です。国の責任において適正な生産数量の配分による需給調整を行い、米価の安定を図ること。

人口減少に加えコロナ過による需要量が減っている中で、20年産米の在庫が米価に大きな影響を与えています。作付け時の入り口対策だけでなく、余剰米を市場から隔離するなどの出口対策も重要です。

国は、コロナ過で生活に困っている人への支援米等として買い取り、米価安定のため在庫米の出口対策を講じること。

② 所得向上対策について

日本再興戦略では、米農家の所得向上に向け2023年までに生産コストを4割削減する目標を掲げましたが、農機具は高性能となるにつれ価格はあがる一方で、資材費についても目に見えた進展はなく、生産コストが米の買取価格を上回る現状です。

このような状況の中で、親が子に農業経営を継承できるでしょうか。収益が上がらなければ、後継者も担い手も育つわけがありません。

広大な農地を守り、農業・農村の持続可能な発展に向けては、農業従事者の減少に歯止めをかけ、後継者並びに担い手の確保・育成は最重要課題です。そのために何が必要か、原点に返り政策を見直すべきです。

国は、農業が食料供給と国土保全の大きな使命を持っている基幹産業であることを再認識し、若者が農業を職業として、他産業と同列の選択肢となるよう国の責任において収益のあがる産業に育てること。

日本再興戦略において、米農家の所得向上に向け2023年までに生産コストを4割削減すると掲げられています。

しかしながら、生産コストは依然削減されていない状況であり、アクションプラン通り、他産業にも働きかけ4割削減を実現すること。

③食料自給率向上への取り組みについて

食料自給率の向上は、国民の生命と健康の維持はもちろんのこと、不測時における食料安全保障の観点からも重要な課題です。

このため、令和2年3月策定の「食料・農業・農村基本計画」において、2030年度の食料自給率を45%に設定し、国産農産物の利用拡大等により関係者一体となって食料自給率の向上に取り組むこととしています。

しかしながら、2020年の食料自給率は37.17%と過去最低を更新してしまった状況です。米消費拡大、食料自給率の向上には国の政策に加え、消費者と生産者が一体となって自分たちの課題と捉え、国民全体の行動変容に繋げていく必要がある。

本年7月から食と農をつなぐ国民運動として「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」がスタートしましたが、認知度は低いことから、真の国民運動となるようアピールし、米の消費拡大、地産地消の促進、食料自給率の向上につながる運動となるよう強力に推し進めること。